



埼玉県報

第159号
令和2年(2020年)
11月17日
火曜日

目次

規則

- 埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則（温暖化対策課）

告示

- 令和2年度地籍調査事業計画の変更（土地水政策課）
- 彩の国デジタルアーカイブシステムサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（商業・サービス産業支援課）
- 神扇落悪水路土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の実施（用地課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 狭山都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 特定開発行為許可の完了公告（朝霞県土整備事務所）
- 県道さいたまふじみ野所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 県道花園本庄線の供用の開始（熊谷県土整備事務所）
- 荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託に関する入札公告（荒川左岸北部下水道事務所）
- 利根川右岸流域下水道維持管理包括委託に関する入札公告（荒川左岸北部下水道事務所）

規 則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十一号

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県地球温暖化対策推進条例施行規則（平成二十一年埼玉県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条中「者」の下に「その他その事業活動を通じて一般消費者が行うエネルギーの使用の合理化につき協力を行うことができる事業者」を加え、「第二十七条各号」を「第二十七条」に改める。

第二十六条第一項第二号中「蛍光ランプのみを主光源とする」を削る。

第二十七条中「次の各号」を「前条第一項各号」に、「当該各号に」を「経済産業省告示で」に改め、同条各号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の第二十七条第四号から第六号までの規定により付されている表示については、改正後の第二十七条の規定にかかわらず、令和三年十月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

告示

埼玉県告示第千三百二十五号

令和二年埼玉県告示第七百三号（令和二年度地籍調査事業計画）の一部を次のように改正したので、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第五項の規定により、公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

表中

川越市	南古谷第四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	南古谷第五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで

を

に改める。

川越市	南古谷第四	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	南古谷第五	令和二年五月二十六日から 令和三年三月三十一日まで
川越市	古谷第一	令和二年十一月十二日から 令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
彩の国デジタルアーカイブシステムサーバ機器等の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課映像コンテンツ担当 埼玉県川口市上青木3丁目12番63号 彩の国ビジュアルプラザ
- 3 落札者を決定した日
令和2年9月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立キャピタル株式会社 東京都港区西新橋1丁目3番1号
- 5 落札金額
47,751,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
令和2年8月14日

告示

埼玉県告示第千三百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、
神扇落悪水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住
所について、次のとおり届出があった。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	船川 由孝	埼玉県幸手市大字神扇千五百七十番地
同	伊丹 栄	同 同 木立千九十番地
同	小出 義臣	同 同 長間九百五十八番地一
同	武井 正	同 同 平須賀三千百五十五番地
同	中山 鋭男	同 同 下吉羽千三百七番地
同	増田 隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地
同	増田 登	幸手市大字平野五十四番地
監事	藤沼 一博	幸手市大字神明内二百四十三番地
同	倉持 登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十八番地
同	野口 一栄	同 同 倉松二丁目十三番七号
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	武井 正	埼玉県幸手市大字平須賀三千百五十五番地
同	船川 由孝	同 同 神扇千五百七十番地
同	張ヶ谷 幸夫	同 同 中野三百十二番地
同	中山 鋭男	同 同 下吉羽千三百七番地
同	小出 義臣	同 同 長間九百五十八番地一
同	伊丹 栄	同 同 木立千九十番地
同	増田 隆司	北葛飾郡杉戸町大字遠野四百九十四番地
監事	藤沼 一博	幸手市大字神明内二百四十三番地
同	船川 正志	同 同 平須賀一丁目二百八十四番地
同	倉持 登	北葛飾郡杉戸町大字並塚千四百六十六番地

告 示

埼玉県告示第千三百二十八号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、長瀬町及び皆野町の一部

四 作業期間

令和二年十月三十日から令和三年二月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百二十九号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（標高データ）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内のうち、秩父市及び小鹿野町の一部

四 作業期間

令和二年十月三十日から令和三年二月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十号

測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県秩父県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（航空レーザ測量）

三 作業地域

秩父県土整備事務所管内（皆野町・横瀬町）

四 作業期間

令和二年十一月四日から令和三年二月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千三百三十一号

令和二年埼玉県告示第四百四十七号で公示した公共測量は、令和二年十月三十日終了した旨測量計画機関である埼玉県秩父県土整備事務所から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県告示第千三百三十二号

測量計画機関である小川町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

小川町

二 作業種類

公共測量（都市計画基本図作成）

三 作業地域

小川町全域

四 作業期間

令和二年十月十五日から令和三年三月十九日まで

告示

埼玉県告示第千三百三十三号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇〇七―七九―二号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県和光市南一丁目二千五百三十七番地一 他三百十三筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千三百八十八立方メートル

告示

埼玉県告示第千三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画道路一・四・一号首都圏中央連絡道路

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

狭山市大字笹井字八木、字八木上及び字沢口上の各一部

ロ 削除する土地の区域

狭山市大字根岸字東久保、大字笹井字八木、字八木前及び字西八木の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部

都市計画課

四 縦覧期間

令和二年十一月十七日から令和二年十二月一日まで

告 示

埼玉県朝霞県土整備事務所長告示第二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第十条第一項の規定による特定開発行為の許可に係る対策工事等が完了したので、同法第十八条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和二年十一月十七日

埼玉県朝霞県土整備事務所長 相原 秀行

一 許可番号

平成三十年三月十九日

指令 朝整第一〇八七号

二 検査済証番号

令和二年十一月四日

朝整 第四一二号

三 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

和光市白子二丁目一三五九番五、一三六〇番一、一三六二番一、一三六三番一

四 特定開発行為の許可を受けた者の住所及び氏名

東京都あきる野市山田八四二番地一

株式会社五光建設 代表取締役 中原聡美

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

埼玉県川越県土整備事務所長 新 井 哲 也

路線名	さいたまふじみ野所沢線
供用開始の区間	ふじみ野市福岡二丁目一五〇〇番七 四地先から同市福岡二丁目一五〇〇 番七四地先まで
供用開始の期日	令和二年十一月十八日
備考	令和二年三月二十四日付け 埼玉県川越県土整備事務所長 告示第十一号で告示した道路 予定区域の供用開始である。 延長七五・七八メートル

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十一月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 大 山 裕

路線名	花園本庄線
供用開始の区間	深谷市荒川字上宿一〇九番一地先から 同市荒川字上宿一〇九〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	令和二年十一月十九日
備考	平成十六年十二月三日付け埼玉県告示第二二八三号で告示 した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二一五・四一メートル

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年十一月十七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

荒川上流及び市野川流域下水道維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書による。

(3) 事業期間

令和3年3月1日(月)から令和6年2月29日(木)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 事業場所

荒川上流水循環センター外

埼玉県深谷市菅沼 984 外

市野川水循環センター外

埼玉県比企郡滑川町大字月輪字窪田 521-6 外

(5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者又は3者による共同企業体(以下「企業体」という。)とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

- ウ 代表構成員の出資比率は、50 パーセントを超えるものとする。
- エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が 2 者の場合は 30 パーセント以上、3 者の場合は 20 パーセント以上とする。
- オ 企業体の各構成員は、他の企業体の各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。

ただし、（ア）又は（イ）の場合、子会社（会社法第 2 条第 3 号の子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合を除く。また、（ウ）の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

（ア）親会社（会社法第 2 条第 4 号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（ウ）一方の会社等の役員（「①代表権を有する取締役」、「②取締役（社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。）」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。）が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（エ）一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

（3）入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

- ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- イ 代表構成員は、1 日最大処理能力が 11,000m³以上のオキシデーショナルイッチ法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の 15 年間に於いて 3 年以上実施した実績を有する者とする。（共同企

業体の構成員としての実績は、出資比率 20 パーセント以上のものに限る。)

ウ 代表構成員以外の構成員は、オキシデーションディッチ法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場又は 1 日最大処理能力が 300m³以上の汚水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成 17 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日の 15 年間に於いて 1 年以上実施した実績を有する者とする。(共同企業体の構成員としての実績を含む。)

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中、下水道法施行令(昭和 34 年政令第 147 号)第 15 条の 3 各号に規定する資格を有する者を、荒川上流水循環センター及び市野川水循環センターに 1 名ずつ、専任で配置できること。そのうち 1 名は総括責任者として市野川水循環センターに配置すること。

オ 本件業務に係る業務要求水準を満たす技術を有すること。

カ 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)に基づく健康保険、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)に基づく厚生年金保険、雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で除外されている者は、この限りではない。

キ 以下のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者

(イ) 埼玉県流域下水道事業財務規程(平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 17 号。以下「財務規程」という。)第 168 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

(ウ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領(平成 22 年 4 月 1 日制定)に基づく入札参加停止措置を受けている者

(エ) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者(同法第 41 条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(オ) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(同法第 33 条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

(カ) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成 22 年 4 月 1 日制定)に基づく入札参加除

外等の措置を受けている者

(4) 参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、令和2年11月17日(火)とする。

なお、基準日以降契約締結までの間に、上記(2)から(3)に定める入札参加者の資格を欠くこととなった場合、当該企業体は、失格となる。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-728-0016

ファクシミリ 048-728-0020

(2) 入札説明書等の配布

ア 入札説明書等

- ・入札説明書
- ・契約書(案)
- ・業務要求水準書

イ 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

ウ 期間

令和2年11月17日(火)から令和2年12月2日(水)までの午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日を除く。)

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。ただし、業務要求水準書のうち別表、別紙は事務所で配布する。また、閲覧資料は日時を定めて市野川水循環センターで閲覧できる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期間

令和2年12月10日(木)から令和2年12月14日(月)の午前9時から

午後5時まで。(土曜日、日曜日を除く。)

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、令和2年12月21日（月）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 管理棟 3階大会議室

イ 日時

令和3年1月13日（水）午後1時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

令和3年1月12日（火）午後5時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して、使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に、埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体と 1 日最大処理能力 11,000m³以上の下水処理施設の運転管理業務の契約を平成 30 年 4 月 1 日以後に 2 回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。) この場合、証明する資料を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の 10 分の 1 以上（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の契約保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金を納付したときは、これを充当するのでその差額を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第 154 条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第 176 条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号）第 9 条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第 173 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で

最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

郵便により入札書を提出した者には、郵便により通知する。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。

再度入札は3回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Sewage Plants at the Upper Portion of
the Arakawa River and Ichinogawa River Basin

(2) Deadline for Submissions:

By Registered Mail: 5 p.m., Tuesday, January 12, 2021

In Person: 1 p.m., Wednesday, January 13, 2021

(3) Contact Information

General Affairs and Management Group

Arakawa Sagan Hokubu District Sewage Management Office

Saitama Prefecture

939 Kobariryoke, Okegawa-shi, Saitama-ken 363-0007

TEL: 048-728-0016 FAX: 048-728-0020

Website: <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

告 示

埼玉県流域下水道事業告示第二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年十一月十七日

埼玉県下水道事業管理者 今 成 貞 昭

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

利根川右岸流域下水道維持管理包括委託 一式

(2) 調達案件の業務要求水準

入札説明書及び業務要求水準書による。

(3) 事業期間

令和3年3月1日(月)から令和6年2月29日(木)まで

ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除する。

(4) 事業場所

小山川水循環センター外

埼玉県本庄市東五十子 382-1 外

(5) 入札方法

一般競争入札・価格競争による。

(6) 入札書

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格要件

(1) 入札に参加することができる者は、本入札に参加するために必要な資格の確認を受けた者に限る。

(2) 入札参加者の形態等

入札に参加することができる者の形態は、2者又は3者による共同企業体(以下「企業体」という。)とし、その運営形態及び代表者の選定は次のとおりとする。ただし、企業体の構成員は、本件入札に係る他の企業体の構成員となれない。

ア 企業体の運営形態は、各構成員が対等な立場で一体となって業務を遂行する共同管理方式とする。

イ 入札に参加する企業体は、代表構成員を選定するものとする。

ウ 代表構成員の出資比率は、50パーセントを超えるものとする。

エ 構成員の最小出資比率は、企業体の構成員が2者の場合は30パーセント以

上、3者の場合は20パーセント以上とする。

オ 企業体の入札参加者は、各構成員が他の入札参加者の各構成員と次の各号のいずれかの関係にないこと。

ただし、(ア)又は(イ)の場合、子会社(会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。)である場合を除く。また、(ウ)の場合、一方の会社等が会社更生法の更生会社又は民事再生法の再生手続が存続中の会社である場合を除く。

(ア) 親会社(会社法第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。)と子会社の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(ウ) 一方の会社等の役員(「①代表権を有する取締役」、「②取締役(社外取締役を含み、委員会等設置会社の取締役を除く。)」、「③委員会等設置会社の執行役又は代表執行役」及び「④名称が異なっても①から③のいずれかの職務権限等に該当する者」をいう。以下同じ。)が他方の会社等の役員を兼務している関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(エ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を兼ねている関係にある場合で、その関係にある者同士が同一入札に参加すること。

(3) 入札に参加する企業体の資格

入札に参加する企業体に必要な資格は、次のとおりである。

ア 構成員は、下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)の定めるところにより、国土交通省に備える下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。

イ 代表構成員は、1日最大処理能力が20,000m³以上の標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方式を用いた下水道の終末処理場における水処理施設及び汚泥処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成17年4月1日から令和2年3月31日の15年間において3年以上実施した実績を有する者とする。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上のものに限る。)

ウ 代表構成員以外の構成員は、標準活性汚泥法又はそれと同等以上の処理方

式を用いた下水道の終末処理場又は1日最大処理能力が300m³以上の汚水処理施設の運転管理業務を地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体から直接受託し、平成17年4月1日から令和2年3月31日の15年間に於いて1年以上実施した実績を有する者とする。（共同企業体の構成員としての実績を含む。）

エ 入札に参加する企業体は、本件業務の事業期間中、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第15条の3各号に規定する資格を有する者を、総括責任者として専任で配置できること。

オ 本件業務に係る業務要求水準を満たす技術を有すること。

カ 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者。ただし、上記保険の全部又は一部について法令で除外されている者は、この限りではない。

キ 以下のいずれにも該当しない者であること。

（ア）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

（イ）埼玉県流域下水道事業財務規程（平成22年埼玉県流域下水道事業管理規程第17号。以下「財務規程」という。）第168条の規定により埼玉県的一般競争入札に参加させないこととされた者

（ウ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、下水道局の契約に係る入札参加停止等の措置要領（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けている者

（エ）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条の更生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（オ）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条の再生手続開始の決定を受けている者を除く。）

（カ）本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県下水道局の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成22年4月1日制定）に基づく入札参加除外等の措置を受けている者

（4）参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、令和2年11月17日（火）とする。

なお、基準日以降契約締結までの間に、上記（2）から（3）に定める入

札参加者の資格を欠くこととなった場合、当該企業体は、失格となる。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び問い合わせ先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

電話 048-728-0016

ファクシミリ 048-728-0020

(2) 入札説明書等の配布

ア 入札説明書等

- ・入札説明書
- ・契約書(案)
- ・業務要求水準書

イ 場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

ウ 期間

令和2年11月17日(火)から令和2年12月2日(水)までの午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日、祝日を除く。)

なお、埼玉県荒川左岸北部下水道事務所ホームページからも入手することができる。ただし、業務要求水準書のうち別表、別紙は事務所で配布する。また、閲覧資料は日時を定めて小山川水循環センターで閲覧できる。

ホームページアドレス：<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>

(3) 入札参加資格の確認

本入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書を持参により提出し、参加資格の有無の確認を受けなければならない。

ア 提出場所

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期間

令和2年12月10日(木)から令和2年12月14日(月)の午前9時から午後5時まで。(土曜日、日曜日を除く。)

ウ 提出方法

日時を予約し、直接持参すること。

エ 結果の通知

参加資格要件を満たしているか否かの通知（確認結果通知書）は、令和2年12月21日（月）に郵便で発送する。

(4) 入札・開札の場所及び日時

提出方法は原則持参とするが、郵便による提出も可とする。

ア 場所

埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 管理棟 3階大会議室

イ 日時

令和3年1月13日（水）午前10時

(5) 郵便による場合の入札書の提出先、提出期限及び提出方法

ア 提出先

〒363-0007

埼玉県桶川市小針領家 939

埼玉県荒川左岸北部下水道事務所 総務・管理担当

イ 提出期限

令和3年1月12日（火）午後5時（必着）

ウ 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語、計量単位、通貨及び時刻

入札及び契約履行に関して、使用する言語は日本語、計量単位は計量法に定めるもの、通貨は日本国通貨、時刻は日本標準時とする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする）の入札保証金を納付しなければならない。

イ 入札保証金の免除

次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。

(ア) 保険会社との間に、埼玉県を被保険者とする入札保証契約を締結した者。この場合、その保険証券を入札期限までに提出すること。

(イ) 代表構成員が、地方公共団体又は地方公共団体が出資している団体と1日最大処理能力が20,000m³以上の下水処理施設の運転管理業務の契約

を平成 30 年 4 月 1 日以後に 2 回以上すべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる者。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。)この場合、証明する資料を入札期限までに提出すること。

ウ 入札保証金の還付

入札保証金は、入札の終了後に還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は、還付しない。

エ 契約保証金

落札者は、落札価格の 10 分の 1 以上(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする)の契約保証金を納付するものとする。ただし、入札保証金を納付したときはこれを充当するのでその差額を納付するものとする。

オ 契約保証金の免除

落札者が保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。

カ 契約保証金の納付に代えることができる担保

財務規程第 154 条に規定する担保を提供することをもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(3) 入札の無効

ア 財務規程第 176 条の規定に該当する入札

イ 埼玉県流域下水道事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成 22 年埼玉県流域下水道事業管理規程第 3 号)第 9 条に該当する入札

ウ 虚偽の一般競争入札参加資格等確認申請書、資格確認書類及び技術評価書の提出をした者がする入札

(4) 最低制限価格

設定しない。

(5) 落札者の決定方法

財務規程第 173 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格の有効な入札をした者を落札者とする。

郵便により入札書を提出した者には、郵便により通知する。

予定価格の範囲内の入札書を提出した者がいないときは、再度入札を行う。再度入札は 3 回までとする。

なお、入札に参加する者の数が1者であっても入札を執行する。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 手続における交渉の有無

無

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Management and Maintenance of the Sewage Plants on the Right Bank of Tone River

(2) Deadline for Submissions:

By Registered Mail: 5 p.m., Tuesday, January 12, 2021

In Person: 10 a.m., Wednesday, January 13, 2021

(3) Contact Information

General Affairs and Management Group

Arakawa Sagan Hokubu District Sewage Management Office

Saitama Prefecture

939 Kobariryoke, Okegawa-shi, Saitama-ken 363-0007

TEL: 048-728-0016 FAX: 048-728-0020

Website: <http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/d1503/>